

年金
だより

国民年金保険料の追納を おすすめします!

問 日本年金機構長崎北年金事務所 ☎861-1354 長崎南年金事務所 ☎825-8701
健康保険課年金係 ☎801-5821

全額免除、一部免除、納付猶予、学生納付特例を受けた期間があると、全額納めた場合と比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。特に納付猶予や学生納付特例の期間は年金の受給資格期間として計算されますが、年金額には反映されません。

そこで、10年以内であれば追納制度により、これらの期間の保険料をさかのぼって納めることができます。

注意事項

- ・老齢基礎年金を受給している方は、お申込みできません。
- ・一部免除を受けた期間で、残りの納付すべき保険料を納付していない場合は、追納できません。
- ・追納が可能な期間のうち、原則古い分から納めていただきます。なお、過去3年度以前の追納保険料には、当時の保険料額に加算額がつきます。お早目の追納をおすすめします。

消費者
注意報

不用品回収のトラブルに注意! ～事前に業者の比較検討を～

家庭や引っ越しで出た不用品の処分を頼んだ不用品回収業者とのトラブルを紹介します。

特に引っ越しでは思わず大量の不用品が出て、自分で処分できないため、インターネットで見つけた格安の処分費用の業者に依頼したところ、現場で高額な料金を請求されたと不用品回収業者とのトラブルが発生しています。

事例

アパートの引っ越しで不用品を処分しようとトランクを含めた定額パック料金で処分できる業者をインターネットで見つけ、電話で話を聞くと定額パックで処分できると言わされた。荷物搬出日に業者に来てもらったが、搬出方法や不用品が増えたとの理由で当初説明された定額パック料金の倍以上の料金になると言われ、引っ越し日程の都合で別業者を頼むことも難しく仕方なく頼んだが、業者のやり方に納得できない。

消費者へのアドバイス

- 無料または格安の料金で家庭の不用品を回収すると広告している業者に引き取りを依頼したところ、高額な料金の請求を受けたというトラブルが後を絶ちません。
- 広告に記載されている金額で契約できるとは限りませんので、事前に複数の業者から見積書を取り、料金だけでなく作業内容も比較検討しましょう。作業時には家族や周りの人に立ち会ってもらうことも大切です。
- 家庭から出される不用品を業者が有料で収集する場合は、一般廃棄物処理業の許可が必要です。未許可業者に頼むと不法投棄につながるケースがあるので、許可の有無も事前に確認してください。

☆困ったときは長与町役場相談窓口または
長崎県消費生活センターへご相談ください。
長与町消費生活相談窓口 ☎883-1111
長崎県消費生活センター ☎824-0999

長与町はより一層、安全・安心な住みよい環境づくりを推進するため、これからも引き続きその一役を担つた消費生活相談窓口を維持し、相談の対応や悪質商法被害の防止等、継続した事業の展開を図っていきます。

令和5年3月1日 長与町長 吉田 憲一